

⇨ 売買とされるPFI事業

Q : 国税庁から「売買とされるPFI事業」の取扱いが明らかにされたそうですが、その内容を教えてください。

A : 賃貸借契約の形をとるPFI事業でも、一定の要件を満たせば売買として取り扱われることが明らかにされています。

【解説】

PFI事業とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことで、公共サービスのコスト削減・民間経済の活性化などの効果が期待されているものです。

法人税では、次の要件を満たす賃貸借契約は売買として取り扱われますが、PFI事業にもこの取扱いが適用されるということです。

(1) その賃貸借契約が、期間の途中で解除できないものであること又はこれに準ずるものであること。

(2) 借借人がその賃貸借資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされていること。

PFI事業の場合、誰が経済的利益を享受するのか分かりにくいこともあるようですが、例えばA県から委託を受けた民間事業者が所有・運営する施設B館が、対外的に「A県立B館」の名で運営され、A県がB館の入館者から観覧料を徴収し管理するような場合には、A県が経済的利益を享受するものとされるようです。

